

(別添10-1)臨床工学技士における各追加予定行為に関連する臨床実習に係る意向調査 結果 N=62

業務領域	実習項目	臨床実習の方法						目標修得に必要なと考えられる時間				
		現行法で実施可能な行為の関連内容				各追加予定行為						
		1 学生に実施させている	2 学生に見学させている	3 当該業務を実施しているが学生には実習させていない	4 当該行為を実施していない	5 学生に実施させる	6 学生に見学させる	1 2時間未満	2 2時間以上4時間未満	3 4時間以上8時間未満	4 8時間以上16時間未満	5 16時間以上
A. 呼吸治療	★A-10 人工呼吸装置を使用して行う治療における当該装置や輸液ポンプ・シリンジポンプに接続するための静脈路の確保及び接続	-	-	-	-	0.0%	100.0%	53.2%	32.3%	12.9%	1.6%	0.0%
	★A-11 人工呼吸装置を使用して行う治療における輸液ポンプやシリンジポンプを用いる薬剤(手術室等で使用する薬剤に限る)の投与	-	-	-	-	0.0%	100.0%	48.4%	40.3%	9.7%	0.0%	1.6%
	★A-12 人工呼吸装置を使用して行う治療における当該装置や輸液ポンプ・シリンジポンプに接続された静脈路の抜針及び止血	-	-	-	-	4.8%	95.2%	67.7%	22.6%	9.7%	0.0%	0.0%
B. 人工心臓	★B-9 人工心臓装置を使用して行う治療における当該装置や輸液ポンプ・シリンジポンプに接続するための静脈路の確保及び接続	-	-	-	-	0.0%	100.0%	53.7%	31.5%	9.3%	3.7%	1.9%
	★B-10 人工心臓装置を使用して行う治療における輸液ポンプやシリンジポンプを用いる薬剤(手術室等で使用する薬剤に限る)の投与	-	-	-	-	1.9%	98.1%	57.4%	27.8%	9.3%	3.7%	1.9%
	★B-11 人工心臓装置を使用して行う治療における当該装置や輸液ポンプ・シリンジポンプに接続された静脈路の抜針及び止血	-	-	-	-	0.0%	100.0%	68.5%	20.4%	7.4%	3.7%	0.0%
C. 補助循環	★C-9 補助循環装置を使用して行う治療における当該装置や輸液ポンプ・シリンジポンプに接続するための静脈路の確保及び接続	-	-	-	-	0.0%	100.0%	62.7%	28.8%	6.8%	1.7%	0.0%
	★C-10 補助循環装置を使用して行う治療における輸液ポンプやシリンジポンプを用いる薬剤(手術室等で使用する薬剤に限る)の投与	-	-	-	-	1.7%	98.3%	61.0%	30.5%	6.8%	1.7%	0.0%
	★C-11 補助循環装置を使用して行う治療における当該装置や輸液ポンプ・シリンジポンプに接続された静脈路の抜針及び止血	-	-	-	-	3.4%	96.6%	71.2%	23.7%	5.1%	0.0%	0.0%
D. 血液浄化	★D-5 血液浄化装置の先端部(穿刺針)の動脈表在化への穿刺及び抜き、止血	-	-	-	-	1.6%	98.4%	45.9%	37.7%	11.5%	3.3%	1.6%
	★D-6 血液浄化装置の先端部(穿刺針)の静脈への穿刺及び抜き、止血	-	-	-	-	3.3%	96.7%	49.2%	37.7%	9.8%	3.3%	0.0%
E. 血液浄化	★D-12 血液浄化装置を使用して行う治療における当該装置や輸液ポンプ・シリンジポンプに接続するための静脈路の確保及び接続	-	-	-	-	3.3%	96.7%	57.4%	34.4%	3.3%	1.6%	3.3%
	★D-13 血液浄化装置を使用して行う治療における輸液ポンプやシリンジポンプを用いる薬剤(手術室等で使用する薬剤に限る)の投与	-	-	-	-	3.3%	96.7%	59.0%	31.1%	0.0%	6.6%	3.3%
	★D-14 血液浄化装置を使用して行う治療における当該装置や輸液ポンプ・シリンジポンプに接続された静脈路の抜針及び止血	-	-	-	-	6.6%	93.4%	67.2%	21.3%	8.2%	1.6%	1.6%
F. 高血圧薬治療	★E-6 高血圧薬治療装置を使用して行う治療における当該装置や輸液ポンプ・シリンジポンプに接続するための静脈路の確保及び接続	-	-	-	-	6.5%	93.5%	77.4%	19.4%	3.2%	0.0%	0.0%
	★E-7 高血圧薬治療装置を使用して行う治療における輸液ポンプやシリンジポンプを用いる薬剤(手術室等で使用する薬剤に限る)の投与	-	-	-	-	0.0%	100.0%	77.4%	19.4%	3.2%	0.0%	0.0%
	★E-8 高血圧薬治療装置を使用して行う治療における当該装置や輸液ポンプ・シリンジポンプに接続された静脈路の抜針及び止血	-	-	-	-	3.2%	96.8%	80.6%	16.1%	3.2%	0.0%	0.0%
G. ベースメーカ	★F-9 ベースメーカ等を使用して行う治療における当該装置や輸液ポンプ・シリンジポンプに接続するための静脈路の確保及び接続	-	-	-	-	0.0%	100.0%	71.7%	23.3%	3.3%	0.0%	1.7%
	★F-10 ベースメーカ等を使用して行う治療における輸液ポンプやシリンジポンプを用いる薬剤(手術室等で使用する薬剤に限る)の投与	-	-	-	-	0.0%	100.0%	66.7%	31.7%	1.7%	0.0%	0.0%
H. 集中治療	★F-11 ベースメーカ等を使用して行う治療における当該装置や輸液ポンプ・シリンジポンプに接続された静脈路の抜針及び止血	-	-	-	-	3.3%	96.7%	75.0%	21.7%	3.3%	0.0%	0.0%
	★G-8 生命維持管理装置を使用して行う治療における当該装置や輸液ポンプ・シリンジポンプに接続するための静脈路の確保及び接続	-	-	-	-	3.4%	96.6%	67.2%	27.6%	3.4%	0.0%	1.7%
	★G-9 生命維持管理装置を使用して行う治療における輸液ポンプやシリンジポンプを用いる薬剤(手術室等で使用する薬剤に限る)の投与	-	-	-	-	0.0%	100.0%	63.8%	32.8%	1.7%	1.7%	0.0%
★1. 鏡視下手術における視野確保	★G-10 生命維持管理装置を使用して行う治療における当該装置や輸液ポンプ・シリンジポンプに接続された静脈路の抜針及び止血	-	-	-	-	5.2%	94.8%	72.4%	24.1%	3.4%	0.0%	0.0%
	I-1 術式及び使用する内視鏡手術システム等の指示書等の確認	4.4%	75.6%	6.7%	13.3%	-	-	68.9%	26.7%	4.4%	0.0%	0.0%
	I-2 内視鏡手術システム及び治療材料等の準備	6.7%	75.6%	4.4%	13.3%	-	-	66.7%	28.9%	4.4%	0.0%	0.0%
	I-3 内視鏡手術システムの組立て、始業点検	6.7%	75.6%	4.4%	13.3%	-	-	66.7%	31.1%	2.2%	0.0%	0.0%
	I-4 内視鏡手術システムの運転条件の設定及び変更	0.0%	75.6%	4.4%	20.0%	-	-	73.3%	24.4%	2.2%	0.0%	0.0%
	★I-5 視野確保のための内視鏡用ビデオカメラの保持・操作	-	-	-	-	2.2%	97.8%	46.7%	44.4%	6.7%	2.2%	0.0%
	I-6 内視鏡手術システムの操作に必要な監視機器を用いた患者観察等	11.1%	71.1%	8.9%	8.9%	-	-	60.0%	35.6%	2.2%	2.2%	0.0%
	I-7 内視鏡手術システムの終業点検、消毒及び洗浄等	20.0%	57.8%	4.4%	17.8%	-	-	73.3%	24.4%	2.2%	0.0%	0.0%
	I-8 医師への必要事項の報告	2.2%	82.2%	11.1%	4.4%	-	-	82.2%	15.6%	2.2%	0.0%	0.0%
J. 心・血管カテーテル治療	J-1 治療等の内容、使用するカテーテル関連機器及び操作に必要な薬剤等の指示書等の確認	10.7%	76.8%	8.9%	3.6%	-	-	50.0%	39.3%	8.9%	0.0%	1.8%
	J-2 併用する生命維持管理装置の操作に必要な薬剤、運転・監視条件の指示書等の確認	5.4%	85.7%	7.1%	1.8%	-	-	53.6%	33.9%	7.1%	3.6%	1.8%
	J-3 カテーテル関連機器、治療材料及び薬剤等の準備	8.9%	82.1%	7.1%	1.8%	-	-	48.2%	37.5%	0.0%	12.5%	1.8%
	J-4 カテーテル関連機器の組立て、始業点検	7.1%	83.9%	7.1%	1.8%	-	-	57.1%	28.6%	10.7%	0.0%	3.6%
	J-5 カテーテル関連機器の先端部(接続用部分)の体表やあらかじめ身体に設置されたカニューレ等への接続又は除去	0.0%	60.7%	3.6%	35.7%	-	-	69.6%	23.2%	5.4%	0.0%	1.8%
	J-6 清潔野における機器、カテーテルやガイドワイヤ等の医師への受渡し、機器との接続	1.8%	64.3%	1.8%	32.1%	-	-	53.6%	30.4%	12.5%	0.0%	3.6%
	J-7 カテーテル関連機器の運転条件の設定及び変更	0.0%	92.0%	3.6%	3.6%	-	-	51.8%	30.4%	14.3%	0.0%	3.6%
	★J-8 身体に電氣的負荷を与えるための当該負荷装置の操作	-	-	-	-	3.6%	96.4%	46.4%	33.9%	14.3%	3.6%	1.8%
	J-9 カテーテル関連機器の操作に必要な監視機器を用いた患者観察等	8.9%	83.9%	5.4%	1.8%	-	-	48.2%	32.1%	14.3%	3.6%	1.8%
	J-10 カテーテル関連機器の終業点検、消毒及び洗浄等	23.2%	64.3%	10.7%	1.8%	-	-	71.4%	23.2%	3.6%	1.8%	0.0%
	J-11 医師への必要事項の報告	0.0%	87.5%	12.5%	0.0%	-	-	71.4%	23.2%	1.8%	3.6%	0.0%